

計画相談支援にかかる支援体制加算のお知らせ

- ・2020年4月より「精神障害者支援体制加算」対象事業所となりましたので公表いたします。

「精神障害者支援体制加算」対象事業所として、2019年度に実施された「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。(令1-46号)

- ・2023年5月より「行動障害者支援体制加算」対象事業所となりましたので公表いたします。

「行動障害者支援体制加算」対象事業所として、2019年度に実施された「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）」を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。(第愛障110-MCB-MKE-CNE19091210号)

- ・2025年11月より「要医療児者支援体制加算」対象事業所となりましたので公表いたします。

「要医療児者支援体制加算」対象事業所として、2025年度に実施された「愛知県医療児等コーディネーター養成研修」を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。(7障福第1419-14号)